

小平市立学校給食センター更新事業
～手作りで温かい、おいしい給食をめざして～

実施方針

平成 31 年 2 月

小 平 市

目 次

| | |
|--|----|
| 第 1 特定事業の選定に関する事項 | 1 |
| 1 事業内容に関する事項 | 1 |
| 2 特定事業の選定に関する事項 | 8 |
| 第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 10 |
| 1 募集及び選定方法 | 10 |
| 2 募集及び選定の手順 | 10 |
| 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件 | 11 |
| 4 提案書類の取扱い | 17 |
| 5 審査及び選定に関する事項 | 18 |
| 第 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 | 19 |
| 1 責任分担に関する基本的な考え方 | 19 |
| 2 予想されるリスクと責任分担 | 19 |
| 3 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング | 19 |
| 第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 | 20 |
| 1 立地条件 | 20 |
| 2 施設要件 | 20 |
| 第 5 事業計画等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 | 21 |
| 第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 | 21 |
| 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 | 21 |
| 2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 | 21 |
| 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 | 21 |
| 4 金融機関と本市の協議（直接協定） | 21 |

| | |
|---|-----------|
| 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.. | 22 |
| 1 法制上の措置 | 22 |
| 2 税制上の措置 | 22 |
| 3 財政上及び金融上の支援..... | 22 |
| 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項 | 22 |
| 1 議会の議決..... | 22 |
| 2 入札に伴う費用負担 | 22 |
| 3 実施方針（案）等に関する説明会及び質問・意見の受付等 | 22 |
| 4 実施方針等に関する問合せ先 | 23 |

資料1 リスク分担表

様式1 実施方針（案）等に関する質問及び意見書

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 本事業の目的

現在の小平市立学校給食センター（以下、「現学校給食センター」という。）は、昭和 57 年の建設から 35 年以上が経過しており、施設や設備機器、配管等の老朽化が進んでいる。また、ドライシステムの運用や、大型調理設備を用いた短縮時間による細菌の繁殖防止等を実施しているものの、建設年度が古いため、汚染区域と非汚染区域の分離や、適切な動線計画等、平成 21 年に大幅に改正された「学校給食衛生管理基準」への対応も必要となっている。

こうした状況を受け、小平市立学校給食センター更新事業（以下、「本事業」という。）では、現学校給食センターを解体・撤去したのち、現敷地に調理能力 6,000 食／日の新たな学校給食センターを整備し、平成 34 年度からの供用開始を目指すこととしている。

なお、本事業を実施するに当たっては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI 法」という。）に基づき、施設の設計、建設、維持管理及び運営業務を長期に、かつ、一体的に実施するもので、民間の資金、経営能力等の活用を図り、良好な施設の整備や維持管理、効果的な運営等により、長期的な観点で事業コストの縮減を目指すものとする。

(2) 本事業の基本理念

本事業は、新たに一日あたり 6,000 食の調理能力を有する新学校給食センターを整備するとともに、所定の事業期間内において施設の維持管理及び運営を行うもので、以下に示す新学校給食センターの整備に係る基本方針を十分に踏まえ、実施するものとする。

① 衛生管理の徹底

新学校給食センターの整備にあたっては、学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省）に適合するとともに、HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）の概念を取り入れ、食材や調理したもの、食缶、食器などの流れや調理員等の人の流れについて、明確かつ厳密な管理区分を設けるなど、徹底した衛生管理とリスク回避を実施する。

② 食育の推進と学校給食への理解・啓発

地産地消の取組、生徒と地域農家とのふれあい、食に関する指導等を強化し、一層の食育推進を図る。また、現学校給食センターと同様に見学スペースを設置し施

設見学や、試食会等の受け入れにより、保護者をはじめ、市民誰もが学校給食を理解していただけるよう啓発に努める。

③ アレルギーへの対応

食物アレルギーのある生徒に対しては、食物アレルギー対応食を調理するための専用の調理室を設置することにより、除去食等の対応を行う。食物アレルギーへの対応にあたっては、学校、保護者とも十分な情報共有を図りながら生徒の安全を第一に取り組んでいく。

④ 公共施設としての機能

新学校給食センターは、公共施設のひとつとして、給食の安定供給のための対応や地球環境にも配慮する。災害等によりインフラ機能が停止した場合に備え、給食の安定供給を図るために複数のエネルギー源の採用を検討する。調理機器等の省エネ化、廃棄物の減量とリサイクルの取り組み等による環境負荷の軽減についても十分検討する。

⑤ 効率的な施設整備

施設整備にあたっては、人口減少・少子高齢化、財政バランスの悪化等を勘案し、小平市公共施設マネジメント推進計画（平成29年3月）の趣旨を踏まえ、施設の効率的な管理・運営を行う。また、設計、建設、維持管理・修繕、調理・運営等の全般にわたるライフサイクルコストの縮減を図る。

学校給食の提供において、献立作成・栄養管理・食材調達・食育推進など根幹となる部分については、引き続き、小平市（以下、「本市」という。）が責任をもって行う。

(3) 事業名称

小平市立学校給食センター更新事業

(4) 事業の対象となる公共施設等

本事業で対象とする施設は、以下の①及び②に掲げるものとする。

- ① 新学校給食センター（以下、「本施設」という。）
- ② 現学校給食センター
- ③ 配送校配膳室（配送校：小平第一中学校、小平第二中学校、小平第三中学校、小平第四中学校、小平第五中学校、小平第六中学校、上水中学校、花小金井南中学校）

(5) 公共施設等の管理者の名称

小平市長 小林正則

(6) 事業の内容

① 事業予定地

所在地：東京都小平市小川東町 5-17-10

敷地面積：約 3,410 m²

② 事業概要

6,000 食／日の調理能力を有する本施設の設計・建設及び維持管理・運営を行う。

※市内全中学校の食数は約 5,000 食／日を想定しているが、市内の小学校給食は自校調理を行っており、学校改築時の給食調理室が使用できない期間に、当該学校に給食を提供することも想定し、最大調理能力を 6,000 食／日と設定する。

③ 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき、本施設の管理者等である本市が、民間事業者（以下、「事業者」という。）と締結する PFI 事業に係る契約（以下、「事業契約」という。）に従い、事業者が、本施設の設計・建設等の業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約により締結された契約書（以下、「事業契約書」という。）に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を遂行する方式（BT0: Build Transfer Operate）により実施する。

④ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より平成 49 年 7 月末日までとする。

⑤ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去する。

なお、事業者は、事業期間終了後に本市が本施設を継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるよう、事業期間終了日の約 2 年前から、本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力をを行うこと（事業期間終了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

(7) 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。

① 設計業務

- ア 事前調査業務（必要に応じて、現況測量、地盤調査、電波障害調査等）
- イ 設計業務
- ウ 本事業に伴う各種申請等の業務
- エ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

② 建設・工事監理業務

- ア 現学校給食センターの解体撤去業務（アスベスト除去工事を含む）
- イ 本施設の建設業務
- ウ 廚房機器等の調達及び設置業務
- エ 配送校配膳室の保冷庫の撤去及び保冷庫調達・設置業務
- オ 什器・備品等の調達及び設置業務
- カ 食器・食缶等の調達業務
- キ 工事監理業務
- ク 近隣対応・対策業務
- ケ 電波障害対策業務
- コ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

③ 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
 - イ 建築設備・厨房機器等保守管理業務
 - ウ 什器・備品等保守管理業務
 - エ 食器・食缶等の更新業務
 - オ 外構等維持管理業務
 - カ 環境衛生・清掃業務
 - キ 警備保安業務
 - ク 修繕業務
 - ケ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務
- ※ 建築物、建築設備、厨房機器に係る大規模修繕については、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

④ 運営業務

- ア 開業準備業務

- イ 検収補助業務
- ウ 給食調理業務
- エ 給食配送・回収業務
- オ 配送校での配膳業務
- カ 洗浄・残滓処理等業務
- キ 食に関する指導の支援業務
- ク その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 運営に関して本市が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

- (ア) 調理食数の決定
- (イ) 献立の作成
- (ウ) 食材の調達
- (エ) 食材の検収
- (カ) 検食
- (オ) 給食費の徴収管理
- (キ) 食に関する指導

⑤ その他

事業者の提案に基づく付帯事業は、以下の点に留意した上で、本市が許可した場合に限りこれを実施することができる。なお、実施にあたっての条件等の詳細については、入札説明書等において示す。

- ア 公共施設の有効活用の観点から、地域の活性化や利便性の向上等の市民サービスの向上に寄与するものとする。
- イ 学校給食法をはじめとする各種法令、指針、基準等の趣旨に反することのないような事業とする。
- ウ 施設整備や付帯事業運営において主体事業である本施設の維持管理業務及び運営業務に影響を及ぼさないようにする。
- エ 付帯事業が許可を受けた内容と異なる場合、あるいは付帯事業を継続することが不適当であると本市が認めた場合等は、本市は事業者に対して付帯事業を中止させることができる。

(8) 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の引渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、設計及び建設・工事監理業務の対価、維持管理業務及び運営業務の対価からなる。

(9) 光熱水費の負担

維持管理業務及び運営業務の実施に係る光熱水費は、本市が負担する。事業者は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、光熱水費の削減をできる限り図るように業務を実施すること。

(10) 事業スケジュール（予定）

事業契約締結

平成 32 年 3 月

事業期間

事業契約締結日～平成 49 年 7 月末日

※設計・建設期間 + 維持管理・運営期間（約 15 年）

設計・建設期間

事業契約締結日～平成 34 年 6 月末日

※現学校給食センターの解体業務着手可能時期は平成 32 年 8 月以降

維持管理期間

施設引渡し日～平成 49 年 7 月末日

開業準備期間

施設引渡し日～平成 34 年 8 月末日

給食提供開始日

平成 34 年 9 月 1 日

運営期間

給食提供開始日～平成 49 年 7 月末日

(11) 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号。以下、「基本方針」という。）並びに地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、適宜参考すること。

なお、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参考すること。

【法令・条例等】

- ① 建築基準法
- ② 都市計画法
- ③ 消防法
- ④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ⑤ 水道法、下水道法、水質汚濁防止法、河川法
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 大気汚染防止法、悪臭防止法
- ⑧ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑨ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑩ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ⑪ 電気事業法、騒音規制法、振動規制法

- ⑫ 学校教育法
- ⑬ 学校給食法、学校保健安全法、食品衛生法
- ⑭ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- ⑮ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ⑯ 警備業法、労働安全衛生法その他各種のビル管理関係法律
- ⑰ 建設業法その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
- ⑱ 条例
 - ア 東京都福祉のまちづくり条例
 - イ 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
 - ウ 東京における自然の保護と回復に関する条例（自然保護条例）
 - エ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）
 - オ 東京都建築安全条例
 - カ 東京都給水条例
 - キ 東京都火災予防条例
 - ク 東京都景観条例
 - ケ 東京都建築物バリアフリーライン条例
 - コ 東京都下水道条例
 - サ 東京都環境基本条例
 - シ 東京都食品製造業等取締条例
 - ス 小平市建築協定条例
 - セ 小平市情報公開条例
 - ソ 小平市個人情報保護条例
 - タ 小平市学校給食共同調理場設置条例
 - チ 小平市文化財保護条例
 - ツ 小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例
 - テ 小平市環境基本条例
 - ト 小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例
 - ナ 小平市福祉のまちづくり条例
 - ニ 小平市下水道条例
 - ヌ 小平市用水路条例
 - ネ 小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例
- ⑲ その他関連法令、条例等

【要綱・基準等】

- ① 公共建築物整備の基本指針（東京都財務局）、構造設計指針及び同解説（東京都財務局）

- ② 東京都建築工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書
- ③ 官庁施設の基本的性能基準及び解説、建築構造設計基準及び同基準の資料、建築設計基準及び同解説、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ④ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針、建築工事安全施工技術指針
- ⑤ 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- ⑥ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ⑦ 建設副産物適正処理推進要綱
- ⑧ デジタルテレビ放送受信障害対策処理要領
- ⑨ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- ⑩ 東京都建設リサイクルガイドライン
- ⑪ 建築物解体工事共通仕様書
- ⑫ 学校給食実施基準、学校給食衛生管理基準
- ⑬ 大量調理施設衛生管理マニュアル、学校給食調理場における手洗いマニュアル、調理場における洗浄・消毒マニュアル、調理場における衛生管理&調理技術マニュアル、学校給食調理従事者研修マニュアル、食に関する指導の手引
- ⑭ 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
- ⑮ 学校環境衛生基準、学校施設環境改善交付金要綱、学校施設整備指針、学校施設における事故防止の留意点
- ⑯ 東京都グリーン購入推進方針、東京都景観計画
- ⑰ 小平市都市計画マスターplan
- ⑱ 小平市地域エネルギー・ビジョン、小平市みどりの基本計画、小平市第二次環境基本計画
- ⑲ 小平市第三期福祉のまちづくり推進計画
- ⑳ その他関連要綱及び基準

2 特定事業の選定に関する事項

(1) 特定事業選定の基本的考え方

本事業を PFI 手法により実施することにより、サービスが同一の水準にある場合においては、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた本市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は、財政負担が同一の水準である場合においては、サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

(2) 特定事業選定の手順

本市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等を適切に調整したうえで、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本市が提供を受けるサービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業と選定した場合は、その結果を、評価の内容と合わせ、公告その他の手続きをもって速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求ることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価する総合評価落札方式による一般競争入札により行うものとする。

2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

| 日 程 | 内 容 |
|----------------|---------------------|
| 平成 31 年 2 月中旬 | 実施方針等の公表 |
| 平成 31 年 2 月中旬 | 特定事業の選定及び公表 |
| 平成 31 年 4 月中旬 | 入札の公告、入札説明書等の公表 |
| 平成 31 年 4 月下旬 | 入札説明書等に関する説明会の開催 |
| 平成 31 年 5 月上旬 | 入札説明書等に関する質問受付 |
| 平成 31 年 5 月中旬 | 入札説明書等に関する質問受付締切 |
| 平成 31 年 6 月上旬 | 入札説明書等に関する質問・回答の公表 |
| 平成 31 年 6 月中旬 | 入札説明書等に関する個別対話 |
| 平成 31 年 7 月上旬 | 入札説明書等に関する個別対話結果の公表 |
| 平成 31 年 7 月下旬 | 参加表明書、資格審査書類の受付締切 |
| 平成 31 年 8 月下旬 | 入札及び提案に係る書類の受付締切 |
| 平成 31 年 11 月 | 落札者の決定及び公表 |
| 平成 31 年 12 月中旬 | 基本協定の締結 |
| 平成 32 年 2 月中旬 | 仮事業契約の締結 |
| 平成 32 年 3 月 | 事業契約の締結（市議会の議決） |

(2) 事業者の募集手続等

① 入札の公告及び入札説明書等に関する説明会の開催

特定事業の選定を踏まえ、平成 31 年 4 月中旬頃に、入札の公告を行い、入札説明書等を小平市公式ホームページ上で公表するとともに、その説明会を開催する。

② 入札説明書等に関する個別対話

入札説明書等に関する個別対話を、平成 31 年 6 月中旬に実施予定である。実施内容の詳細については、入札説明書等において示す。

③ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：入札説明書等公表の日から平成31年5月中旬頃まで

イ 受付方法：第 8 4 の問合せ先へ電子メールで送付すること。

質問への回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

④ 入札説明書等に関する個別対話

入札説明書等に関する個別対話を、平成 31 年 6 月中旬に実施予定である。実施内容については入札説明書等において示す。

⑤ 参加表明書及び資格審査書類の受付

本事業への参加表明書及び資格審査書類を平成 31 年 7 月下旬に受け付ける。

⑥ 入札及び提案に係る書類の受付

本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を平成 31 年 8 月下旬頃に受け付ける。

入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書等において提示する。

(3) 落札者の決定及び公表

平成 31 年 11 月に落札者を決定し、小平市公式ホームページ上で公表する。

(4) 落札者を決定しない場合

本市は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(5) 事業契約の締結

本市は、落札者が設立した本事業を実施する特別目的会社（以下、「SPC」という。）と仮事業契約を締結し、小平市議会の議決を経た後に、本契約とする。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下、「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業（以下、「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下、「構成企業」という。）とする。
- ② 代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させ

る企業を協力企業（以下、「協力企業」という。）として、参加表明書において明記すること。また、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。

- ③ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、SPC を仮事業契約締結時までに設立するものとする。なお、代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担するものとする。
- ④ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。
- ⑤ 入札参加者は、本店、支店又は営業所の所在地が小平市内にある企業を、代表企業、構成企業、協力企業のいずれかとして、1 社以上参加させること。

(2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において本市に登録があり、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、厨房機器等の調達及び設置、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者（事業者が設立する SPC から直接これらの業務を受託する者）は、それぞれ①、②、③、④、⑤及び⑥の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者は、工事監理業務を行うことはできない。

① 設計業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すア 及びイ の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- イ 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が建築設計であること。
- ウ HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の設計実績、ドライシステムの学校給食施設の設計実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

- エ 平成21年4月以降に着手した延べ面積2,000m²以上の公共施設の実施設計を完了した実績を有していること。
- オ 平成21年4月以降に着手した学校給食センターの新築若しくは改築工事の実施設計を完了した実績を有していること。

② 建設業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当し、以下に示すア 及びイ の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- イ 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて小平市に登録があり、申請業種が建築工事であること。
- ウ 電子調達サービスにおいて、建設業法による経営事項審査の結果、建築一式工事の総合評定値P点が900点以上であること。総合評定値P点については、最新のものに限る。
- エ 平成21年4月以降に着手した延べ面積2,000m²以上の公共施設の施工実績を有していること。
- オ 平成21年4月以降に着手した学校給食センターの施工実績を有していること。

③ 厨房機器等の調達及び設置業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、厨房機器等の調達及び設置業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当し、以下に示すア の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

- ア 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が厨房であること。
- イ 平成21年4月以降に着手した学校給食センターの厨房機器等の調達及び設置業務の実績を有していること。

④ 工事監理業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当し、以下に示すア 及びイ の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- イ 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が建築設計であること。
- ウ 平成21年4月以降に着手した延べ面積2,000m²以上の公共施設の工事監理を完了した実績を有していること。
- エ 平成21年4月以降に着手した学校給食センターの新築若しくは改築工事の工事監理を完了した実績を有していること。

⑤ 維持管理業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当し、以下に示すア の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

- ア 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があること。
- イ 平成21年4月以降に着手した学校給食センターの維持管理業務の実績を有していること。

⑥ 運営業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。運営業務を複数の運営企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当し、以下に示すア の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

- ア 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があること。
- イ HACCPに対する相当の実績等を有していること。
なお、「HACCPに対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食施設の運営実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、若しくはHACCPに関する審査員資格等を有していること等をいう。
- ウ 運営業務のうち、給食調理業務を行う者については、平成21年4月以降に学校給食センターにおいて、4,000食/日以上の調理業務の実績を有していること。
- エ 学校給食センターでの調理業務の経験が2年以上で、かつ、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、調理責任者として、当該調理業務を実際にを行う企業の正規職員として配置できること。

※電子調達サービス及び小平市に登録がない者は、入札参加表明時までに登録を完了させておくこと。登録手続の詳細は小平市契約検査課に問い合わせること。

(3) 入札参加者の制限

以下のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ③ 建設業法(昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号)第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- ④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下、「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下、「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下、「更生手続開始の申立て」という。)をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- ⑤ 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑥ 平成 18 年 4 月 30 日以前に会社法(平成 17 年法律第 86 号)の施行に伴う改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- ⑦ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- ⑧ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に、小平市競争入札参加有資格者指名停止等に関する要綱に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- ⑨ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。

- ⑩ 本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者は、以下のとおりである。
- ・ 株式会社 建設技術研究所
 - ・ シリウス総合法律事務所
 - ・ 株式会社 学校文化施設研究所
 - ・ 永井公認会計士事務所
 - ・ 株式会社 学給絵所舎
- ⑪ 小平市立学校給食センター更新事業技術提案型総合評価審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、委員の公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- ⑫ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- ⑬ 入札参加者及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者として参加している者。ただし、本市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。また、給食配送・回収業務を実施する協力企業として本事業に参画しようとする者は、複数の入札参加者の協力企業となることができる。
- ⑭ 小平市暴力団排除条例（平成 24 年小平市条例第 19 号）第 7 条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

(4) 特別目的会社（SPC）の設立等

入札参加者は、本事業の事業者に選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施する SPC を小平市内に設立することとする。なお事業予定地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

(5) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書及び資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

(6) 入札参加者及び協力企業の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

4 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

5 審査及び選定に関する事項

(1) 提案等の審査

事業者の選定は、資格審査及び提案審査により行う。

各審査の主な内容は、次のとおりとする。

| | |
|------|--|
| 資格審査 | 入札参加者の資格審査 |
| 提案審査 | 事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運営業務の提案に関する審査 提案価格に関する審査 |

(2) 審査委員会の設置

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する審査委員会を設置する。審査委員会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討及び入札参加者から提出された提案の審査を行う。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、事業者が事業者のみでは対応することが難しいと認められるリスク及び本市が対応すべきと認められるリスクについては、本市が責任の一部又は全部を負担することとする。

2 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者のリスク分担の考え方は、資料1に示す「リスク分担表」のとおりであるが、民間事業者からの意見を踏まえた上で、入札説明書等のなかで改めて提示する。

3 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。

(2) モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理時及び運営時の各段階において実施する。

(3) モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

- ① 事業予定地：東京都小平市小川東町 5-17-10
- ② 敷地面積：約 3,410 m²
- ③ 地域地区等：
 - ア 準工業地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）
 - イ 高度地区：第2種高度（絶対高さ 25m）
 - ウ 日影規制：4時間／2.5時間（H=4m）
 - エ 防火関係：準防火地域
- ④ 接続道路：ア 北側市道第 A-59号線（幅員 6.0m、法42条1項1号）
- ⑤ 給排水：
 - ア 給水：給水本管（市道第 A-59号線下）150mmFCDT
なお、事業予定地内では本管から引込むために給水管（センター内北側、呼び径 75mm）が引かれている。
 - イ 下水：下水本管（市道第 A-59号線下）500 mm
なお、事業予定地内では汚水排水（内径 150mm）と雨水排水（内径 200mm）はセンター内北側の公設柵で合流し、合流管（内径 200mm）を通って下水道配管に排水される。
- ⑥ 都市ガス：低圧 100mm（市道第 A-59号線下）
- ⑦ その他：
 - ア 事業予定地西側の一部が都市計画道路用地となっているため、該当部分には建築物を配置しない計画とすること（該当部分の面積は約 120 m²）。
 - イ 小平市浸水予想区域図（平成30年3月28日更新）において、事業予定地は「浸水が 0.2～0.5m の区域」に該当している。

2 施設要件

(1) 基本的考え方

本施設については、衛生面及び機能面を重視し、ドライシステムの導入、汚染作業区域と非汚染作業区域の区分化、調理工程別の区画化等により、HACCP に対応した設備の配置を基本とする。

(2) 構成要素

本施設の諸室の構成、規模、設計要件等の詳細については、要求水準書において提示する。

第5 事業計画等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画、基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解約することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解約することができる。
- ③ 前2号により事業契約が解約された場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができる。
- ② 前号により事業契約が解約された場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 当当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本市又は事業者は、事業契約を解約することができる。

4 金融機関と本市の協議（直接協定）

本事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と本市とで協議し、直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

2 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

3 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、本市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、本市は、事業者に対する出資等の支援は行わない。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、本事業の契約に係る債務負担行為の設定に関する議案を平成31年3月市議会定例会に、また、事業契約の締結に関する議案を平成32年3月市議会定例会に提出する予定である。

2 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3 実施方針等に関する質問・意見の受付等

(1) 実施方針に関する質問及び意見の受付

本市は、実施方針等に関する質問及び意見を、以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：平成31年2月15日（金）～2月27日（水）
- ② 受付方法：「様式1 実施方針（案）に関する質問及び意見書」に必要事項を記載の上、第8_4の問合せ先へ電子メールで送付すること。

(2) 実施方針等に関する質問及び意見への回答

本市は、実施方針等に関する質問及び意見への回答を3月中旬までに小平市公式ホームページにおいて公表する。なお、提出された質問及び意見への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き公表する。

4 実施方針等に関する問合せ先

本実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

小平市立学校給食センター

所在地：〒187-0031 東京都小平市小川東町 5-17-10

電話：042-345-2821（直通）

FAX：042-345-2721

E-mail：ck0040@city.kodaira.lg.jp

小平市公式ホームページアドレス：<http://www.city.kodaira.tokyo.jp/>

資料1：リスク分担表

| No | リスクの種類 | リスクの内容 | 負担者 | |
|----|--------------|---|-----|-----|
| | | | 本市 | 事業者 |
| 1 | 税制度リスク | 本市の政策転換による事業開始遅延・事業中止・事業契約解除等 | ● | |
| 2 | | 事業者の利益に係る税制度の新設・変更等 | | ● |
| 3 | | 上記以外のもの（消費税の変更を含む。） | ● | |
| 4 | | 本事業に直接関わる法制度の新設・変更等（許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む） | ● | |
| 5 | | 上記以外のもの | | ● |
| 6 | | 事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効 | | ● |
| 7 | | 上記のうち、本市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの | ● | |
| 8 | | 本市が取得すべき許認可の取得遅延・失効 | ● | |
| 9 | | 上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するものの | | ● |
| 10 | | 事業者が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更 | | ● |
| 11 | 公的支援制度の獲得リスク | 上記のうち、本市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの | ● | |
| 12 | | 本市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更 | ● | |
| 13 | | 上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するものの | | ● |
| 14 | | 本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等 | ● | |
| 15 | 住民対応リスク | 事業者が実施する業務に起因するもの | | ● |
| 16 | | 事業者の事由による第三者への賠償 | | ● |
| 17 | | 本市の事由による第三者への賠償 | ● | |
| 18 | 第三者賠償リスク | 上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償 | ● | ▲ |
| 19 | | 基準金利の設定時点までの金利変動 | ● | |
| 20 | | 維持管理、運営期間中の金利変動 ※一定周期で基準金利の見直しを予定する。 | ● | ▲ |
| 21 | 要求水準リスク | 事業者の実施する設計、建設、維持管理、運営業務の性能未達や瑕疵、不履行によるもの | | ● |
| 22 | | 上記以外のもの | ● | |
| 23 | 環境問題リスク | 調査、設計、建設、維持管理、運営における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するもの | | ● |
| 24 | | 運用開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加 | ▲ | ● |
| 25 | 物価変動リスク | 維持管理・運営期間中の物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減 | ● | ▲ |
| 26 | | 事業者の事由によるもの | | ● |
| 27 | | 本市の事由によるもの（本市が供給元の場合を含む。） | ● | |
| 28 | インフラ供給リスク | 供給元等の第三者的な事由によるもの | ● | |
| 29 | | 戦争、天災、暴動等の不可抗力による事業の中止・中止に伴う設計・建設・維持管理・運営に係る費用の増加その他の損害 | ● | ▲ |

●は主分担、▲は従分担を表す。

| No | リスクの種類 | リスクの内容 | 負担者 | |
|----|---------|--|-----|-----|
| | | | 本市 | 事業者 |
| 30 | 募集・契約段階 | 入札関連書類の誤り | ● | |
| 31 | | 募集費用リスク | ● | |
| 32 | | 事業者の応募費用 | | ● |
| 33 | | 本市が必要な資金の確保に関するもの | ● | |
| 34 | | 契約段階での資金調達の不調 | | ● |
| 35 | | 本市事由による契約締結の遅延、締結不能 | ● | |
| 36 | | 事業者事由による契約締結の遅延、締結不能 | | ● |
| 37 | | 議会の承認が得られないことによる契約締結の遅延、締結不能 | ● | ● |
| 38 | 設計・建設段階 | 測量・調査リスク | ● | |
| 39 | | 事業者が実施した測量・調査に関するもの | | ● |
| 40 | | 設計リスク | ● | |
| 41 | | 事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など | | ● |
| 42 | | 地下埋設物 | ● | |
| 43 | | 土地の瑕疵 | ● | |
| 44 | | 工事費用増大リスク(解体含む) | | ● |
| 45 | | 事業者の見積もりの誤りや下請け・雇用者の不正行為など事業者の事由による費用の増大 | ● | |
| 46 | | 提示条件の誤りや追加指示など、本市の事由による費用の増大 | ● | |
| 47 | | 工期遅延リスク | ● | |
| 48 | | 本市の事由による工期の遅延 | ● | |
| 49 | | 事業者（下請業者を含む。）の事由による工期の遅延 | | ● |
| 50 | | 事業者の事由による施設の損害 | | ● |
| 51 | | 施設損害リスク | ● | |
| 52 | | 本市の事由による施設の損害 | ● | ▲ |
| 53 | | 上記以外の第三者等の事由による施設の損害 | ● | ● |
| | | 工事監理リスク | | ● |
| | | 一般的損害リスク | | ● |
| | | 設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの | | ● |
| | | 譲渡手続きリスク | | ● |
| | | 施設譲渡の手続きに伴う諸費用に関するもの | | ● |

●は主分担、▲は従分担を表す。

| No | リスクの種類 | リスクの内容 | 負担者 | |
|----|---------------------|--|---|-----|
| | | | 本市 | 事業者 |
| 54 | 維持管理・運営費用上昇リスク | 事業者の計画・見積の誤りなど、事業者の事由による維持管理・運営費用の上昇（物価変動は除く。） | | ● |
| 55 | | 支払遅延リスク | 本市の事由による事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納 | ● |
| 56 | | 計画変更リスク | 本市の事由による事業実施条件の変更 | ● |
| 57 | | 施設損害リスク | 事業者の事由による施設の損害 | ● |
| 58 | | 施設損害リスク | 本市の事由による施設の損害 | ● |
| 59 | | 施設損害リスク | 上記以外の第三者等の事由による施設の損害 | ● ▲ |
| 60 | | 施設瑕疵リスク | 建設の構造に補修を要する瑕疵が見つかった場合 | ● |
| 61 | | 施設譲渡リスク | 事業期間終了時の施設引渡しの際に、給食サービスが継続可能な状態にするための費用 | ● |
| 62 | | 配食数増減リスク (需要変動リスク) | 本市の要請による配食数増加に伴う事業者の増加費用の負担 | ● ▲ |
| 63 | | | 児童生徒数の減少による給食数の減少に伴う運営業務自体の収益の増減 | ● ▲ |
| 64 | | | 食べ残し等による残渣の変動（本市作成の献立による影響を含む。） | ● ▲ |
| 65 | 異物混入リスク (食中毒リスク) | 本市が実施する業務に起因するもの | ● | |
| 66 | | 事業者が実施する業務に起因するもの | | ● |
| 67 | | 上記以外の第三者等の事由によるもの | ● | ▲ |
| 68 | 食物アレルギー対応リスク | 本市が実施する業務に起因するもの | ● | |
| 69 | | 事業者が実施する業務に起因するもの | | ● |
| 70 | | 突発的な発症（事前の把握が困難な食物アレルギー物質による場合） | ● | |
| 71 | 配送及び配膳遅延リスク | 本市の責めによる配送及び配膳の遅延等により本市及び事業者に生じた増加費用の負担 | ● | |
| 72 | | 事業者の責めによる配送及び配膳の遅延等により本市及び事業者に生じた増加費用の負担 | | ● |
| 73 | | 上記以外の第三者等の事由によるもの | ● | ▲ |
| 74 | 運搬費用増大リスク | 物価上昇、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大（交通事情悪化による運送費増加など） | | ● |
| 75 | 食器等破損リスク | 本市が実施する業務に起因する食器等の破損 | ● | |
| 76 | | 事業者が実施する業務に起因する食器等の破損 | | ● |
| 77 | | 学校、児童生徒に起因する食器等の破損 | ● | |
| 78 | 事業の中止・終了段階 | 本市の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害 | ● | |
| 79 | | 事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害 | | ● |
| 80 | | 法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害 | ● | ● |
| 81 | 債務不履行リスク | 要求水準不適合による事業の中止に伴う損害 | | ● |
| 82 | 事業の終了段階 | 事業者が実施すべき事業の終了手続きの不備による損害 | | ● |
| 83 | | 事業期間終了に伴う業務移管 | | ● |

●は主分担、▲は従分担を表す。